

## 1 選択科目の検討基準

- ① 実務的な重要性や社会におけるニーズの高さ
- ② 法科大学院における科目開設状況
- ③ 科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況
- ④ 新司法試験の実施状況  
(各選択科目の受験者数, 難易度のばらつき, 出題内容についての独自性の程度等)
- ⑤ 司法修習の状況
- ⑥ パブリックコメントの結果

平成20年3月25日閣議決定

「規制改革推進のための3か年計画(改定)」

平成16年8月2日司法試験委員会の法務大臣への答申

「平成18年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目(専門的な法律分野に関する科目)の選定について」

## 2 検討対象科目

- 現行8科目  
知的財産法, 労働法, 租税法, 倒産法, 経済法, 国際関係法(公法系), 国際関係法(私法系)及び環境法
- 現行8科目以外の科目